

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

Publicity magazine for small and medium-size enterprise
Chushokigyo-chiba

中小企業ちば

Contents [Index]

P.3 活動予定／トピックス

中央会の主な事業等活動予定 他（7月）

P.4 チャレンジ組合ちば ～連携支援の現場から～

キャッシュレスを販売促進に活かす！小企業者のための決済セミナー
（千葉県内会員小企業者組合）

P.6 全国先進組合事例

地元メディアの活用による事業PRで、組合事業強化（広島県学習塾協同組合）

P.7 組合Q&A

役員に対する損害賠償責任について 他

P.8 シリーズ「躍進企業」

ものづくり補助事業成果事例：スズキ機工株式会社（松戸市）

P.10 景況

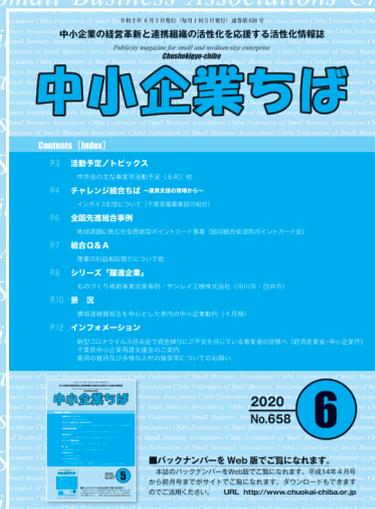
情報連絡員報告を中心とした県内の中小企業動向（5月期）

P.12 中央会だより／インフォメーション

第64回通常総会開催 他

P.13 インフォメーション

令和2年度第2次補正予算の概要について（経済産業省）
千葉県 新型コロナウイルス感染症対応特別資金について（千葉県商工労働部経営支援課）



■バックナンバーを Web 版でご覧になれます。

本誌のバックナンバーをWeb版でご覧になれます。平成14年4月号から前月号までがサイトでご覧になれます。ダウンロードもできますのでご活用ください。 URL <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

中央会の主な事業等活動予定（7月）

令和2年6月24日現在

月日	曜日	内 容	担当部署
■ 中小企業連携組織対策事業			
7/7	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：白井ショッピングセンター協同組合	商業連携支援部 ☎043・306・3284
7/14	火	組合等新分野開拓支援事業 対象：野田工業団地協同組合	工業連携支援部 ☎043・306・2427
7/16	木	組合等新分野開拓支援事業 対象：千葉県木材市場協同組合	
■ 組合等基盤強化事業			
7/28	火	創業・連携推進懇談会（北総地区）	設立支援部 ☎043・306・3285

◎千葉県からのお知らせ（雇用労働課）

ちば 雇用維持サポート相談

雇用に関するお悩みはございませんか？
社会保険労務士が、**雇用調整助成金等の雇用関係の各種申請手続きや雇用維持のための取組について、電話又はWebで相談に応じます。**

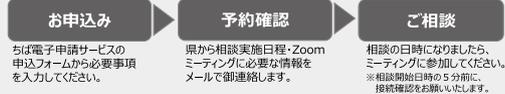
● 電話相談 **043-223-3868**
月曜日から金曜日（祝日除く）9:00～17:00

● WEB相談 月曜日・水曜日・金曜日（祝日除く）9:00～17:00
事前予約制（1企業30分程度）
※原則として、実施希望日の2日前（閉庁日を除く）までに申込みをお願いします。

予約方法 **ちば電子申請サービスからお申込み**
<https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba2/uketsuke/form.do?id=1589881269922>



WEB相談の流れ



【WEB相談について】
 ・WEB会議システム「Zoom」を使用します。御利用にあたっては、Zoomアプリのインストール等、事前に準備をいただく必要があります。
 ・迷惑メール等の受信拒否等のため、メールを受信するドメインを指定されている方は、あらかじめ、千葉県のドメイン (@pref.chiba.lg.jp) を受信できるよう設定を変更してください。
 ・相談は無料ですが、通信費は相談者様の御負担となります。タブレットやスマートフォンの場合はデータ通信量が多くなる場合がありますので御注意ください。
 ・事業情報、相談内容については、秘密を厳守し、相談傾向等の統計分析・資料作成の目的以外には使用しません。（統計資料は、個人が特定されない形で、公表することがあります）

◎詳細は千葉県 HP をご覧ください。
<https://www.pref.chiba.lg.jp/koyou/soudan/koyouiji.html>
 ◎県商工労働部 雇用労働課 働き方改革推進班 ☎ 043-223-2743

◎千葉県中小企業再建支援金 対象拡大 ～ 中小企業組合等も支援対象に～

本誌6月号の「インフォメーション」でご案内しました「千葉県中小企業再建支援金」に新たな動きがありました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が大きく減少した中小企業を支援する同支援金（最大40万円）について、この度、企業組合をはじめとする中小企業組合等もその支援対象に追加されました。

また、支給要件の一部についても緩和され、これまで支援の対象となっていなかった本年1月から3月の間に創業又は設立された中小企業等についても支給対象となりました。

【対象事業者】 新型コロナウイルスの影響で売上（令和2年1月から令和2年7月の内、任意のひと月）が、前年同月と比較して50%以上減少した、県内に本社を有する中小企業等

【支給金額】 最大40万円（下表参照）

対象者	支給金額
売上が前年同月と比較して50%以上減少した	40万円
複数の事業所を賃借している場合	30万円
1事業所を賃借している場合	20万円
県内中小企業等のうち 賃借している事業所がない場合	20万円

◎詳細は千葉県中小企業再建支援金 特設サイトをご確認下さい。
<https://www.chiba-shienkin.com/>
 相談センター TEL：0570-04-4894
 （同支援金の申請に係る質問に対応）

◎第72回中小企業団体全国大会 in 茨城県 の開催について（お知らせ）

今年度の全国大会は、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが不透明な状況下、例年どおりの形の開催が極めて困難と判断されることから、下記のとおり、規模を大幅に縮小して開催される予定です。

本県からは、例年のような参加者募集は行いませんので、あらかじめご了承ください。

▼現在検討中の大会概要【主催：全国中小企業団体中央会・茨城県中小企業団体中央会】

開催日時	令和2年10月22日（木） 13:30～15:00（90分）	参加人数	現時点で、3密を避ける配置で県外参加者は各県4～5名程度を予定（状況に応じて、さらなる規模縮小を検討する余地あり）。
開催場所	ザ・ヒロサワ・シティ会館（茨城県立県民文化センター） ※配席は隣との間を十分確保するように留意して開催予定	物産展	縮小して開催予定（検討中）
参加費	大会参加者は無料予定		

このコーナーでは、連携組織の活性化に意欲的に取り組む県内の組合事例等をご紹介します！

事業の概要

補助事業名	令和元年度小企業者組織化特別講習会			
対象組合等	千葉県内会員小企業者組合259組合 (R2.5.31現在)			
	事業協同組合	181組合	協業組合	5組合
	協同組合連合会	4組合	商工組合	9組合
	企業組合	46組合	商店街振興組合	14組合
テーマ	キャッシュレスを販売促進に活かす！小企業者のための決済セミナー			
担当部署	千葉県中小企業団体中央会 商業連携支援部 (Tel. 043-306-3284)			
専門家	株式会社ぎわい研究所 代表取締役 村上 知也 (中小企業診断士)			

売上は上がるのか？

昨年の消費税率引き上げのタイミングで、消費者に5%還元する施策が打ち出され、日本のキャッシュレス化は盛り上がりました。お店を運営する中小事業者の皆さんも「キャッシュレスに対応しなければならぬのでは」と悩んでいるのではないのでしょうか。一方で、キャッシュレスは、種類が多く、何にどのように対応していいかわからず二の足を踏んでいる方も多いです。

また、キャッシュレスを導入しても、売上が上がるのかわからないので導入に踏み切れないお店も多いのではないのでしょうか。一つ言えることは、キャッシュレスを入れても売上は大して上がりませんが、今後は、キャッシュレスを入れていないと売上は下がる可能性にあります。日本クレジツトカード協会「キャッシュレス社会の実現に向けた調査報告書」によると、32%のお客様が、「キャッシュレス対応してないお店を避けたことがある」と回答しています。キャッシュレスを使い出した消費者は、今回のコロナ禍もあって、

現金を使いたがりません。お店がキャッシュレスに対応していなければ、次から来てもらえない可能性がありますので、この機にぜひ、対応をしましょう。

お店の効率は高まるのか？

それでは、キャッシュレスでお店の業務効率は高まるのでしょうか？ 仮に世の中の現金の利用がゼロになると、お店の効率化は劇的に進みます。営業時間中にお釣りの受け渡しが発生することがありませんし、お店が閉店した瞬間にレジ締めは完了しますし、閉店後に売上と現金の差異をチェックする必要もありません。野村総合研究所のデータによると、店舗あたりの現金業務にかかる時間は1日あたり80分程度とされます。

ただし、全面的なキャッシュレス化が実現するのはまだ先の話です。政府ですら、4年後に、ようやくキャッシュレス比率40%を目標としています。当面は現金とキャッシュレスの併用が続くでしょう。

さらに、キャッシュレスの現状を見ると、レジとの連動性が低い

運用をしている店舗が多くあります。例えば、会計時に昔ながらのメカレジを打って計算し、その後キャッシュレス端末でも価格を打って、通常のレシートと、キャッシュレス明細を2枚出しているような店舗のことです。完全に二度手間です。効率を高めるにはせめてキャッシュレスとレジと連動しなければなりません。キャッシュレスの導入は手間がかかるものですが、将来の効率化のためにも、今から準備を進めておきたいです。

キャッシュレスの種類

キャッシュレスと言っても、クレジットカード、電子マネー、スマホQR決済と複数の手段があります。今後はどの決済手段が増加するのでしょうか。現時点ではクレジットカードと電子マネーの普及率が高くなっています。近年、鉄道を利用する人はほとんどの人が電子マネーを持っていきますし、郊外に住む人達も、総合スーパーの電子マネーを持っています。一方でスマホQR決済は伸びたものの、まだシェアは高くありません。消費者は複数の手段をどのよう

に使い分けているのでしょいか。

	クレカ	電子マネー	QRコード
ユーザ視点			
操作感（自分が決済するまで）	×	○	▲
待ち時間（お店の処理時間）	▲	○	▲
ポイントなどのお得感	○	▲	○
お店視点			
操作感	×	○	▲
初期費用	▲	×	○
決済手数料	▲	▲	○
支払サイト（短期化の傾向）	提供会社によって異なる		
単価			
2017年以前の平均利用単価	8,800円	922円	—
2020年1月の平均利用単価	4,800円	1,200円	1,400円

各キャッシュレスの違い

これは利用する単価を見ると一目瞭然です。高単価なお店ではクレジットカードを使い、低単価な買い物では電子マネーを利用しています。クレジットカードは今でも署名を求められることがあり、ちょっとした買い物で使うのは面倒という印象があります。一方電子マネーは、交通系電子マネーはプラスチックカードに入れるのは2万円までと、入金できる上限に制限があり、高額な買い物に向いていません。

そういった意味では、スマホQ

R決済は低額から高額までをカバーできる可能性があります。スマホ決済は、この1～2年で急速に普及すると考えられており、近い内に電子マネーに匹敵するといふ予測も出ています。

どのキャッシュレスを選ぶか

それでは、「クレジットカード」、「電子マネー」、「スマホQR」の決済のうち、お店側は何に対応していけばいいでしょうか。できれば、多くの決済手段に対応したいですが、すべてを揃えるのも難しいものです。消費者としては電子マネーで高額支払えるようになるのが一番メリットがあります。クレジットカードは署名、スマホQR決済はアプリを立ち上げるという手間があります。電子マネーにはありません。ピッとタッチするだけで決済できるのがユーザ体験としても一番しつくり来ます。

では、お店側も電子マネーがいかにというところ、お店の視点としては最重要なのは、決済手数料ではないでしょうか。そうすると現状で手数料無料のものがあり、将来的にもクレジット

カードや電子マネーの手数料を下回ると考えられているスマホQR決済が有力です。

今後のキャッシュレス

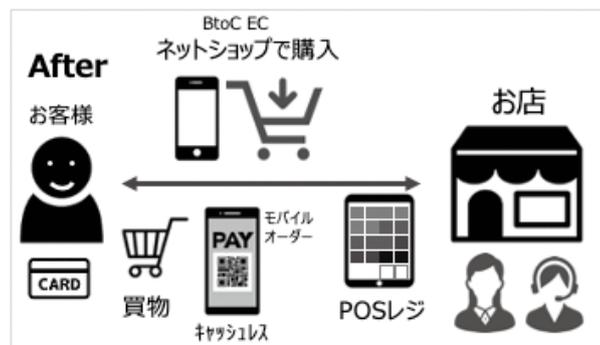
キャッシュレス還元制度は今年の6月で終了しましたが、今後はマイナンバーを使った還元制度が9月からスタートします。コロナ禍からの経済対策としてさらにキャッシュレスの活用を支援する施策が実施されることも予想されますので、お店としては対応できる準備を進めておきましょう。

コロナ後の対応に向けて

さらに飲食店等では、キャッシュレスだけでなく、お客さまのスマホで頼むモバイルオーダーや、テイクアウトアプリも急速に普及が進んでいます。注文と会計の両方でのデジタル化をすすめ、コロナ後における非対面型のビジネスモデルへの転換を進める必要があるでしょう。

小売業では、ネットショップの対応も求められています。ネットショップもキャッシュレスであり、

非対面型のビジネスモデルです。今後、さまざまな業種でビジネスモデルの転換が求められ、実現するためにはデジタル化がどうしても必要です。コロナ後の世界で生き残っていくためのデジタル化は必須だと言えます。



コロナ後に対応するためのデジタルツール

しかし、大手のライバル店も必ず対応してきます。キャッシュレスやデジタル化だけでは差別化できるわけはありません。本質的サービスである接客や商品力をアピールする事も忘れないでほしいと思います。

（中小企業診断士 村上 知也）

テーマ

積極的な情報発信

地元メディアの活用による事業PRで、組合事業強化

広島県学習塾協同組合

地域に密着した事業を実施しており、地元メディアの活用が効果的に作用している。メディア活用開始は偶然的要素があるが、継続・拡大したのは組合努力によるものである。

背景・目的

県内中小・零細の学習塾が、生徒数の減少や競争激化に対応し、自らの個性を維持したまま、より質の高い教育サービスを提供することで競争力を強化するために組合を設立。組合では、大手学習塾（フランチャイズも含む）に対抗するため、単独の個人塾等では実施できない、規模を必要とする事業及び知名度アップに関する事業を実施している。

取組みの手法と内容

当組合は、地元の新聞やケーブルテレビをメディアとして上手く活用した。広告ではなく、記事や

番組内で取り上げられる効果は大きく、これまで費用を掛けて行っていたホームページ、塾内でのチラシ、地元FM局による広告の影響を大きく越えている。これは、組合の事業が地元に着したものであるため、効果がより大きくなったと考えられる。

新聞へ掲載されたきっかけは、理事長を筆頭に理事が中心となって計画・実施した「広島県公立高校進学フェア」である。第1回目（平成28年度）の開催では、公立高校への参加依頼の他、加盟塾の塾生へのチラシ配布、新聞広告等を行ったが、参加者は250名程度であった。第2回目（平成29年度）の開催準備中に当フェアに興味を持った地元新聞社の取材を受け、記事として掲載された結果、来場者数が500名に増加。その後は継続して記事として取り上げられ、第4回目となった今年度の来場者数は700名となっている。ケーブルテレビへの出演は、設

立当初から実施している「広島県公立高校そっくり模試」の告知であり、理事長自ら出演して模試の開催告知を行った。今年度が初の試みで成果は確認できていないが、組合では参加者が昨年の500名から700名程度に増加すると見込んでいる。

地元メディアの活用は、事業効果を高め、組合員数の増加にもつながっており、設立時の18人から33人まで増加している。

成果とその要因

「広島県公立高校進学フェア」の来場者アンケートで、新聞記事によって当フェアを知ったとの回答が1位になっている。来場者が増加して効果が目に見えたことから、組合では情報発信の重要性を再認識し、メディアの露出を増やしたいと考えている。その後のテレビ出演に関しては組合側の積極的なアピールにより実現した。



広島県公立高校進学フェア

広島県学習塾協同組合

住所：〒731-0113

広島県広島市安佐南区西原六丁目
6番25-1号

設立：平成24年7月

出資金：330千円

業種：学習塾を営む小規模事業者

URL：<https://juku-coop.com/>

組合員：33人

組合Q&A

役員に対する損害賠償責任について

「Q1」監事の監査を受け、理事会、監事会、総会において承認を受けた決算関係書類において、役員の実費の使途が組合に不要な私的行為だったことが翌朝になって判明しました。これについて、組合が役員に対して損害賠償の請求をした場合、私的に流用した当該役員の責任に止まるか、あるいは理事及び監事は連帯して責任を負うのでしょうか？

「A1」私的行為の監視を怠っていた場合は、連帯責任を負います。役員の実費が業務に関するものでなく、私的な支出となれば、組合は役員に対して損害賠償の請求をすることができません。役員の実費に関しては、あらかじめ理事会で決定されるべき性質のものでなく、当該役員以外の理事については責任がないとする見方がありますが、役員の職務に違背する不当な行為については未然にこれを防止し、これを監視する義務があります。理事、監事としてこの任務を怠ったときは、組合に対して、これによって生じた損害を各

自が債務の全額を履行する義務を負うこととなります。

「Q2」理事、監事の決算書類に関する責任の効力は何年ですか？

「A2」理事及び監事の決算関係書類に関する責任は、民法の一般原則（第166条第1項及び第167条、2020年4月1日より第166条第1項）に従い、債権者が権利を行使することができるときを知ったときから5年、権利を行使することができるときから10年の効力にかかります。なお、理事、監事とも総組合員の同意があれば、責任を免除することができ、（中協法第38条の2第4項）。また、善意かつ無重過失の場合は、一定の要件の下、総会、理事会の決議及び責任限定契約により責任の一部を免除することができます（中協法第38条の2第5項及び第9項）。

◎『中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）』より転載

労働者時間（変形労働時間制、36協定の特別条項など）

〈労働基準法第33条の適用〉

「Q」新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条第1項の「災害その他避ける

ことができない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当するでしょうか。

「A」ご質問については、新型コロナウイルスに関連した感染症への対策状況、当該労働の緊急性・必要性などを勘案して個別具体的に判断することになりますが、今回の新型コロナウイルスが指定感染症に定められており、一般に急病への対応は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられるので、労働基準法第33条第1項の要件に該当し得るものと考えられます。

また、例えば、新型コロナウイルスの感染・蔓延を防ぐために必要なマスクや消毒液、治療に必要な医薬品等を緊急に増産する業務についても、原則として同項の要件に該当するものと考えられます。

ただし、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められるものですので、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどしていただくことが重要です。また、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより、疲

勞の蓄積の認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があります。

労働者を休ませる場合の措置（休業手当、特別休暇など）

〈年次有給休暇と病欠休暇の取扱い〉
「Q」新型コロナウイルスに感染している疑いのある労働者について、一律に年次有給休暇を取得したこととする取り扱いは、労働基準法上問題はありませんか。病欠休暇を取得したこととする場合はどのようになりますか。

「A」年次有給休暇は、原則として労働者の請求する時季に与えなければならぬもので、使用者が一方的に取得させることはできません。事業場で任意に設けられた病欠休暇により対応する場合は、事業場の就業規則などの規定に照らし適切に取り扱ってください。

なお、使用者は、労働者が年次有給休暇を取得したことを理由として、賃金の減額その他不利益な取扱いをしないようにしなければなりません。ご留意ください。

◎厚生労働省HP（新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方角け））より転載



本会では、中小企業庁から標記事業の委託を受けた全国中小企業団体中央会の地域事務局として、本事業の事務を行っています。

このコーナーでは、当該補助事業に取り組んだ事業者（過去に千葉県地域事務局において採択された県内の中小企業・小規模事業者）にスポットを当て、補助事業実施後の事業展開や成果状況等についてご紹介します。

事業類型	小型模型・設備投資のみ	革新的サービスとの関連性	付加価値の向上、ブランド力の強化、顧客満足度の向上
対象類型	革新的サービス		

スズキ機工株式会社 (松戸市)

事業テーマ

自社ブランド潤滑剤の小型化と潤滑性能の見える化による訴求力向上

本事業への取組みの経緯・目的

当社潤滑剤のLSベルハンマーは、個人顧客層への認知度も着実に進んでいます。メディアでの露出もきっかけとなり、ネット販売等での売上も増えており、ユーザーから高い評価を受けています。しかし、一般家庭で使用するには既存の製品では価格も高くサイズも大きすぎて、『購入するのに躊躇する』や『使いにくい』との意見が個人ユーザーから多く寄せられておりました。

今後、LSベルハンマーのさらなる普及を見据えると、商品の小型化・低価格を進めてまずは手に取って試していただく必要があると考えました。又、顧客へのアピール力を強める為に、LSベルハンマーの潤滑性能に数字的根拠を持たせる必要があります。そこで、自社ブランド商品であるLSベルハンマーの潤滑性能の見える化を実現することで、顧客へのさらなる訴求力向上を図っていくことを目的としました。

実施内容

(1) 商品(スプレー)の小型化・2



2WAYキャップ仕様小型化スプレー



W AYキャップ金型の購入
既存の420mlよりも小型の100ml容器の製品化を実現します。
100ml容器は既存の420ml製品よりも手に取りやすく、また内容量も少ないため、個人顧客にとっても使い残りのリスクを減らすことができるメリットがございます。

また、キャップ部分に関しては、既存の420ml製品と同様に、2WAYキャップを採用致しました。世の中の小型製品には、低コストで製造できる取り付け式キャップが広く採用されていますが、当社は敢えてコストのかかる2WAYキャップを採用



ベアリング・メタル用回転試験機



スライド摩擦抵抗用試験機

し、自社ブランド商品に高品質・高級イメージを持たせることで、顧客への訴求力を強化します。100ml容器で2WAYキャップを採用している商品は他に例がなく、製品化にあたっては新たに金型を購入する必要がありました。そこで、外注先の金型メーカーに専用金型の製造を発注し、射出成形メーカーに支給することで製品化を実現致します。

(2) 摩擦試験機の発注

2種類の摩擦試験機を導入
新たに高精度の摩擦試験機を導入し、LSベルハンマーの潤滑性能に数字的根拠を持たせることで、顧客

へのアピール力を強めていきます。これまで、他社製品との潤滑性能の差を比較する際には、実際に使用者自身に試用していただき、体感してもらいしか方法がありませんでした。オーダーメイドで製作された高精度の摩擦試験機を利用すれば、摺動（前後移動）や回転における潤滑性能の違いを数字的に表記することで、自社ブランド商品の性能を正しく認識してもらうことができます。

①ベアリング・メタル用回転試験機

2本のタイヤを同じ力で回転させ、回転時間の長短を画面上の秒数表示と回っているタイヤの実働を確認することで、潤滑剤の性能を実証します。

②スライド摩擦抵抗用試験機

他社製品とベルハンマーを同じ圧力や回数で2枚の金属を摩擦し、金属の摩擦の状況を確認することで潤滑性能を実証します。

事業実施の成果

・商品の小型化について

以前から個人顧客及び工場からの仕様多様化の要請があったスプレアの小型化により、取り回しが楽になり今まで届かなかった部位への使用が可能となり用途が広がりました。

一般家庭の使用者にとっては手に持ちやすく、使い勝手の良さが飛躍的に向上した上に価格も下がっていることから、今まで取りこぼしていた顧客層を広げ顧客満足度の向上に

つなげることができました。世の中の小型製品ポトルには低コストで製造できる取付け式のキャップが広く採用されており、今回制作した2WAYキャップの製品は例がない為、高品質の潤滑剤の容器が使いやすいサイズや、仕様になったことにより、他社製品との一層の差別化が図れました。

LSベルハンマーの小型化を実現させ、国内外の展示会などでサンプル品としてLSベルハンマーを配布しやすくなったことで名実ともに業界最高峰の品質を誇る潤滑剤として国内外にアピールしていくことが可能になり、LSベルハンマーのブランド力を強化することができました。

・摩擦試験機の導入について

高精度摩擦試験機の導入により、LSベルハンマーの潤滑性能の高さを明確な数値として表記できるようになったため、潤滑剤の販売促進にあたり、潤滑性能をさまざまな角度から検証でき、お客様が実際に性能を確認した上での購入に繋げることができました。

今後の展望

自社製品のスプレーは他にもラインナップがあるため他商品の小型化もいつでも可能となっています。

国内においては自転車競技、バイクレース関連等、各業界でのトップクラスでの使用や引き合いも増えつ

つあり、更に顧客層を広げられると見込んでおります。

また、近年では、とくにアジア太平洋地域やアフリカ諸国において急速な工業化が進んでおり、産業機械・装置向けの潤滑剤需要が急速に拡大しつつあります。そうした市場動向を背景に、近年、アジア圏を中心とした海外から、LSベルハンマーに對する引き合いが増えております。

当社は、平成30年7月からタイでの販売を開始し、さらなるベルハンマーの性能を国内だけではなく海外へ向けて広め販路の拡大を目指しております。

社長・担当者からの一言

社長 鈴木 豊

100mlスプレーでは日本で唯一の2

WAYキャップを市場に投入できたことにより、高級潤滑剤としての評価が更に高まりました。摩擦試験機によりベルハンマーの性能を客観的にユーザーに示すことが出来ております。

担当者 上遠野 伸枝

本事業によりこれまで例のない2WAYキャップ仕様の小型スプレーを商品化することで顧客層も増え、弊社商品を手にとっていただきたお客様が増えたのをうれしく思います。潤滑剤に限らずお客様のご要望・ご期待にお応えできるサービスを今後も開発できるように努力してまいります。

企業データ	
主な事業・業種	業務用機械器具製造業・ベルハンマー（潤滑剤）の製造販売
得意分野	オーダーメイド産業用自動機械の設計・制作
所在地	[本社／事業実施場所] 〒270-2214 千葉県松戸市松飛台 316-3
TEL	[本社／事業実施場所] 047-385-5311
FAX	[本社／事業実施場所] 047-385-5313
URL	http://suzuki-kikoh.com/
E-mail	info-new@suzuki-kikoh.com
設立	昭和51年7月31日
代表者	代表取締役 鈴木 豊
従業員数	13名
資本金	3,000万円

情報連絡員報告を中心とした

県内の中小企業動向

令和2年5月期

情報連絡員50名 回答数50名

全体概要 【前月からの動き】

※下記の数字は情報連絡員からの回答数を表します。
 (「好転(上昇、増加)」、「不変」、「減少(悪化、低下)」の3択回答のうち、「不変」を除く「好転」又は「減少」の回答数)

前月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は2から3に増加。「減少した」業種は14から11に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は2から4に増加。「減少した」業種は25から17に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は1から0に減少。「悪化した」業種は27から30に増加。

前年同月比

- ▶製造業では、売上高において「増加した」業種は1から4に増加。「減少した」業種は15から12に減少。
- ▶非製造業では、売上高において「増加した」業種は2から4に増加。「減少した」業種は23から21に減少。
- ▶業界の景況では、「好転した」業種は2から3に増加。「悪化した」業種は28から30に増加。

製造業

【しょう油・食用アミノ酸製造】(県内全域)

新型コロナウイルス感染症の影響により、4月に続き、5月も業務用のしょう油の出荷が大きく減少した。

【漬物製造】(県内全域)

新型コロナウイルス感染症の影響により、観光、外食は厳しい状況が続いている。しかし、スーパー向けのキムチの出荷は売上が好調である。

【パン・菓子製造】(県内全域)

ゴールデンウィークは、自粛のため外出を控えたのか、店売りが予定した以上に売れが、節句の注文はやや少なかった。また、通常通り店を開けていると売上が50%以下になることはない。補助金等の申請を受けるのは難しい。外部販売、オンラインピック関連事業を予定していた店舗は、かなりの打撃で国、県、千葉市の支援制度を利用することです。

【酒類製造】(県内全域)

日本酒の出荷量は、新型コロナウイルス感染症の影響により、前月比、前年同月比ともに減少した。

【牛乳小売】(県内全域)

新型コロナウイルス感染症の影響

響により、卸売を中心とした販売

店、保育園や学校関係に納品している販売店は売上を落としているが、宅配を中心としている販売店は売上を落としていない。

【繊維製品製造】(県内全域)

昨年の台風15号、19号の被害を受けた物件の対応に追われている。

【木材・木製品製造】(県内全域)

木材の一部に単価下落があったが、購入者の購買意欲が弱い。

【製材】(木更津)

ロシアからの材木船が1艘入港したので、在庫数量は増加した。

【電気鍍金】(県内全域)

新型コロナウイルスの影響により、景況は非常に悪くなっている。

【鉄工】(千葉)

新型コロナウイルスの影響により受注・生産量が大きく減少しており、回復の兆しも見えていない状況。緊急事態宣言解除後も直ぐには動きが出る様子もなく、経営環境は極めて厳しい。

【機械部品製造】(野田)

緊急事態宣言が解除されても立ち上がりが鈍く、業種によっては徐々に動き始めているが以前の動きではない。今まで好調であった企業もここにきてひと段落。

■機械部品製造

【流山】

新型コロナウイルス感染症により、緊急事態宣言が発令されたことから、取引先との交渉等も進まなくなることによる売上減少、取引先の休業による雇用調整の実施等非常に悪い景況になっている。

■機械部品製造

【柏】

業種間で差はあるものの、売上は、前月比、前年同月比ともに30%前後減少している。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、自動車、半導体、その他の新製品の動きが遅れている。

■金属製品製造

【船橋】

新型コロナウイルス感染症の影響のため、4月より、顧客先が生産調整（減産）となり、売上は減少した。

■土砂採取

【県内全域】

横浜市新本牧埠頭の埋立工事が始まり、山砂の需要はあるが、生コン用の洗砂の需要は低迷している。また、新型コロナウイルス感染症の影響による、東京オリンピックの延期もあり、先行きが見えない。

■非製造業

■総合卸売

【千葉県・東京都】

新型コロナウイルス感染症の影響

による消費低迷により、一部業種で売上大幅減少となっている。特に業務用向け飲食料品の商品を扱っている企業ほど減収幅が大きい。また、新型コロナウイルスの影響で、日用品を取り扱う業者では、マスクや消毒関連の商材の仕入れが困難となっている状況が緩和してきている。

【食肉卸売】
新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店の閉店が多く、内臓肉（牛、豚）の価格が下落している。

■食肉卸売

【千葉市他】

新型コロナウイルス感染症の影響により、飲食店の閉店が多く、内臓肉（牛、豚）の価格が下落している。

■青果卸売

【千葉市】

青果物の商品単価に変動があるため、販売に苦慮した。青果物の取引状況は、新型コロナウイルス感染症の影響により、組合員ごとに差が出ている。

■自動車解体

【県内全域】

ゴルフデンウィークは、稼働日数の少なさに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、自動車の流通量は大幅に減少した。また、海外向けの販売も売上が大きくダウンした。スクラップ価格は月末に若干上がったが、全体として、景況は悪い。更に、景況の悪化が続けば、企業の倒産や廃業も

出てくる。

■乾物卸売

【県内全域】

依然として、新型コロナウイルス感染症防止対策の影響が大きいが徐々に通常営業に向けての動きがあるが、消費は低調である。

■小売

【柏】

新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントやキャンペーン等の呼び込みが出来ない。

【青果小売】

【千葉市】

小売中心の組合員は売上を上げているが、納品業務中心の組合員は深刻な状況である。

■中古車・仕入販売

【県内全域】

新車販売台数の減少に伴い、発生する中古自動車の流通台数が減少している。また、市場取引価格も低下傾向にある。

■小売

【東金】

新型コロナウイルス感染症の影響で売上の大幅減少が続いている。手芸用品のみ100%ですが、他の業種は3割〜5割減少。特にサービス関連（旅行）は大打撃、休業中。大きな対策をしないと中小は倒れそう。また、新型コロナウイルスがこれ以上続くと組合員がもたない状況である。組合・組合員の資金繰りが厳しい状況なの

で、日本政策金融公庫等からの借入を実施。

■自動車一般整備

【県内全域】

自動車整備業界は、新型コロナウイルス感染症による休業要請がされていない業種の一つとして指定を受けたことから、他業種と比べ、影響は少ないと思われるが、バスや一部のトラック等の車検台数減少等、事業者によっては影響を受けている。

■一般廃棄物処理

【千葉】

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業所のごみが減少した。また、千葉市の資金繰り支援措置として、一般廃棄物処理手数料が4か月延長となった。

■ソフトウェア

【県内全域】

新型コロナウイルス感染症の影響による、ソフトウェアの受注減は他の業界と比べ、影響は少ないが、在宅勤務による業務効率の低下が見られる。また、新型コロナウイルス感染症対応で、一気にテレワークが進み、終息後も在宅勤務やテレワークが一般的な勤務形態になりそうである。これに伴い、セキュリティ系のニーズが高まる。

千葉県中小企業団体中央会 第64通常総会開催

本会は6月23日、千葉中央駅前ビル5階会議室において第64回通常総会を開催した。

今回の通常総会は、新型コロナウイルスの感染リスクがあること等を勘案し、規模を大幅に縮小し、正副会長、専務理事、常務理事及び監事出席者を絞って開催した。

議事は、①令和元年度事業報告書及び決算報告書（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）の承認について、②令和2年度事業計画（案）及び収支予算（案）並びに会費の賦課徴収方法（案）の決定について、③常勤役員報酬の決定について、④借入金残高の最高限度決定について、⑤常勤役員の欠員による補充について、⑥定款の一部変更（案）について、がそれぞれ上程され、慎重審議の結果、いずれも原案通り承認・可決した。

なお、川島貞夫常務理事の退任に伴う後任は、神子和夫常務理事が新たに選出された。



▲第64回通常総会において挨拶する平会長

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。 厚生労働省

厚生労働省では、「令和2年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する会社組織の民営企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働

者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に選定した約3,500企業を対象とし、毎年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定状況について調査するものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用されるほか、社会的関心も高く、労働経済白書をはじめとする賃金分析

等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避けましょう!

①換気の悪い
密閉空間

②多数が集まる
密集場所

③間近で会話や
発声をする
密接場面

新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には消毒などを行ってください。

令和2年度 第2次補正予算成立

6月12日に成立した令和2年度第2次補正予算の中から、経済産業省関連予算（中小・小規模事業者向け）の概要について抜粋して紹介します。

1. 資金繰り対策【10兆9,405億円】

①日本政策金融公庫等による実質無利子融資の継続・拡充（中小・小規模事業者向け）【5兆5,683億円】

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）等が「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等を継続し、さらに貸付上限額と利下げ限度額の引き上げを実施。

●日本政策金融公庫・商工中金等の低利融資と特別利子補給制度による、実質無利子・無担保・据置最大5年の融資について、融資枠を確保。

(i) 日本政策金融公庫・商工中金等による特別貸付

- 対象事業者：売上高▲5%以上減少等
- 当初3年間基準金利▲0.9%（中小・危機1.11%→0.21%、国民1.36%→0.46%）
- 貸付限度額：中小・危機6億円（拡充前3億円）、国民8千万円（拡充前6千万円）
- 利下上限額：中小・危機2億円（拡充前1億円）、国民4千万円（拡充前3千万円）

(ii) 特別利子補給制度

一定の要件の下、当初3年間利子補給により実質無利子化。

②民間金融機関を通じた実質無利子融資の継続・拡充（中小・小規模事業者向け）【3兆2,375億円】

都道府県等による制度融資を活用した民間金融機関の実質無利子融資を継続し、さらに融資上限額の引き上げを実施。

●セーフティネット保証、危機関連保証について要件を満たせば保証料ゼロ。

●民間金融機関による実質無利子・据置最大5年の融資等について、融資枠を確保。

(i) 信用保証料の減免

- セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証について、一定の要件の下、保証料をゼロ又は1/2に減免（上限4,000万円（拡充前3,000万円））。

(ii) 都道府県による制度融資を通じた利子補給

- 都道府県に対する補助（定額）を実施し、一定の要件の下、制度融資を通じた利子補給により当初3年間実質無利子化（上限4,000万円（拡充前3,000万円））。

③資本金性資金供給・資本増強支援（中小・小規模事業者向け）【1兆2,442億円】

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫（危機対応融資）が、金融機関が資本とみなすことができる長期一括償還の資本金性劣後ローンを供給。また、官民連携のファンドを通じて出資や債権買取等を行い、経営改善まで幅広く支援。

(i) 資本金性劣後ローン

- 金融機関が自己資本とみなすことができる資本金性劣後ローンを供給することで、民間金融機関からの金融支援を促し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の成長・再生やスタートアップ企業の資金繰りを支援。

主な貸付条件（日本政策金融公庫、商工中金の例）

- 貸付限度：最大7.2億円（別枠）
- 貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）
- 貸付金利：当初3年間一律0.5%、
4年目以降直近決算の業績が赤字0.5%、黒字2.6%又は2.95%

(ii) 官民ファンドによる支援

- 地域の核となる事業者の廃業・倒産を防ぐため、中小機構等による出資等を通じ、事業再生とその後の企業価値の向上を支援。「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげる。
- 中小機構を通じて債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施。「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進。

2. 持続化給付金【1兆9,400億円】

新型コロナウイルス感染症の拡大により大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給。足下の状況等を踏まえ積み増し。

①給付対象

- 中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、その他各種法人等で、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者。

②給付額

- 法人は200万円、個人事業者は100万円
※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする。
(前年の総売上(事業収入)) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)

3. 家賃支援給付金【2兆242億円】

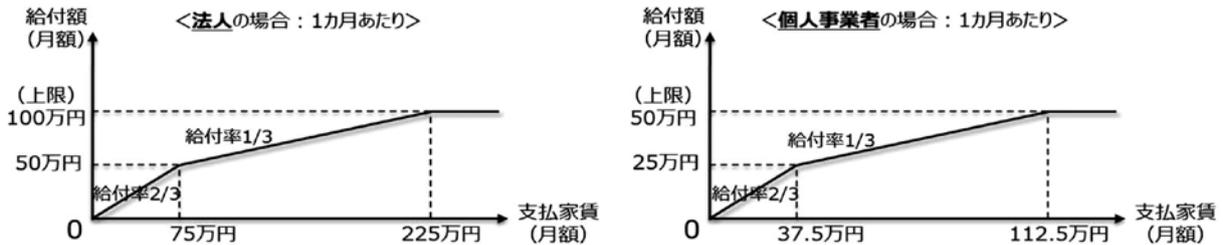
新型コロナウイルス感染症を契機とした5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給。

①給付対象

- テナント事業者のうち、中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等であって、5月～12月において以下のいずれかに該当する者。
 - いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少。
 - 連続する3ヶ月の売上が前年同期比で30%以上減少。

②給付額・給付率

- 給付額は申請時の直近の支払家賃(月額)に係る給付額(月額)の6倍(6カ月分)。
- 給付率は2/3、給付上限額(月額)は法人50万円、個人事業者25万円とし、6か月分を給付する。加えて、複数店舗を所有する場合など、家賃の総支払い額が高い者を考慮して、上限を超える場合の例外措置を設ける。
※支払家賃(月額)のうち給付上限超過額の1/3を給付することとし、給付上限額(月額)を法人100万円、個人事業者50万円に引き上げる。



4. 中小企業生産性革命推進事業による事業再開支援【1,000億円】

業種別ガイドライン等に基づいて中小企業が行う、事業再開に向けた消毒設備や換気設備の設置などの取組を支援。

- 特別枠(類型B又はC)の補助率を引き上げるとともに、感染防止対策の取組に対して、新たに定額補助・補助上限50万円の別枠(事業再開枠)を上乗せする。

①事業再開枠(新設)の対象

消毒、マスク、清掃、飛沫防止対策、換気設備、その他衛生管理、掲示・アナウンス

②特別枠の申請要件(※経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致)

- 類型A：サプライチェーンの毀損への対応
- 類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換
- 類型C：テレワーク環境の整備

各補助事業の拡充内容(補助上限・補助率)

	通常枠	特別枠(類型A)	特別枠(類型B又はC)
持続化補助金 (販路開拓等)	50万円・ 2/3	100万円・ 2/3	100万円・ 2/3 → <u>3/4</u>
	【事業再開枠(新設)】 50万円・定額(10/10) ※		
ものづくり補助金 (設備導入)	1,000万円・1/2 (小規模 2/3)	1,000万円・ 2/3	1,000万円・ 2/3 → <u>3/4</u>
		【事業再開枠(新設)】 50万円・定額(10/10)	
IT導入補助金 (IT導入)	450万円・1/2	450万円・ 2/3	450万円・ 2/3 → <u>3/4</u>

※事業再開枠の補助額は、総補助額の2分の1以下であること。
※クラスター対策が必要と考えられる業種(ナイトクラブ、ライブハウス等)はさらに上限を50万円上乗せ。

千葉県 新型コロナウイルス感染症対応特別資金

制度概要

県制度融資において、

○ **実質無利子※・無担保・元金据置最大5年間の融資**が可能。

※千葉県では事後的に利子相当額をキャッシュバックする方式を採用します。

○ 信用保証（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証）の
保証料が半額又はゼロになります。

○ 既往融資で信用保証付きのものの**借り換えも可能**。

補助概要

新型コロナウイルス感染症対応特別資金にて、**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを活用**した場合に、以下のとおりとなります。

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (小規模のみ。事業性のあるフリーランスを含む)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

その他の要件

- 補助対象融資 : 3,000万円（上限）
- 補助期間 : 保証料は全期間、利子補給は当初3年間
※条件変更に伴い生じる追加保証料は事業者の負担となります。
- 融資期間 : 10年以内（うち据置期間5年以内）
- 担保 : 無担保
- 保証人 : 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を
満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）

次頁のQ&Aもご覧ください。

Q & A



それぞれの保証を利用する要件は？

セーフティネット保証4号 売上減少20%以上
セーフティネット保証5号 売上減少 5%以上
危機関連保証 売上減少15%以上
 いずれかの認定書を市町村から取得する必要があります。



いつから申込みできますか？

5月1日から金融機関にて受付を開始いたしますので、まずは
お取引のある金融機関※にご相談ください。



申請に必要な書類は何ですか？

- ① 各都道府県の制度融資申込書
- ② 市町村認定書(セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか)
- ③ 金融機関必要書類
- ④ 信用保証協会必要書類

詳細については、各金融機関へご相談ください。



借り換えでも元金据置を設定してもらえますか？

融資条件を満たせば、借り換えについても、実質無利子・
 無担保・元金据置最大5年間が適用されます。

※ 取扱金融機関については、県ホームページをご覧ください。



☐ 問合せ先 千葉県商工労働部経営支援課
 ☐ 電話番号 043-223-2707